

第 45 回接続委員会

日 時 平成 30 年 7 月 20 日 (金) 16:57~17:18
場 所 総務省 9 階 第 3 特別会議室
出席者 接続委員会 相田主査、池田委員、高橋委員、森川委員、山下委員
総務省 秋本電気通信事業部長、山崎事業政策課長、
大村料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、
川野料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ・ 電気通信事業法施行規則の一部改正について
 - 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について調査が行われた。
 - 報告書(案)のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

<電気通信事業法施行規則の一部改正について>

【主な発言等】

(高橋委員)

考え方 1-2 において、公正競争環境の確保に係る強い意思表示を感じるの
で、総務省においては引き続きこの趣旨に沿って取り組んでいただきたい。

(池田委員)

接続約款記載事項が改正案のとおり追加されると、何故公正な競争環境が
確保されるのか説明して欲しい。

また、改正案において、利用者又は電気通信事業者に対する不当な差別的取
扱いと通信内容による不当な差別的取扱いを分けて記載いただいているが、こ
の趣旨は何か。特に通信内容による不当な差別的取扱いについて、具体的な想
定はあるか。

(事務局)

一点目については、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」におい
て、MVNO から MNO による不当な差別的取扱いを受けないよう求める意見
があったところ、その担保方法の一つとして、トラヒックの取扱いに不当な差
別的取扱いを行わない旨を契約内容に追加するものである。意見 1-1 のとおり、
「不当な差別的取扱いをしてはならないこと」は既に電気通信事業法にて規定
されているものだが、それに加えて民民の契約であり、一律に適用される接続

約款に記載されることで、MVNOにとっても不当な差別的取扱いを受けないことが二重に担保されることとなる。

二点目については、例えばコンテンツの内容によって差別しないという一般的な規定となっている。

(山下委員)

公布の日から施行とのことだが、MVNOが現状締結している契約を書き換えることとなるのか。

(事務局)

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、改正省令施行後、3か月以内に改正案の接続約款を変更し届け出ることとなっており、それまでは従前の内容となる。

(池田委員)

遡及適用はどうして行わないのか。

(事務局)

追加的な措置であること、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において準備期間も必要であることからこのような規定としている。

(森川委員)

第一種指定電気通信設備制度において同様の規定を行った際に第二種指定電気通信設備制度において今回の措置を行わなかったのはなぜか。

(事務局)

第一種指定電気通信設備制度においては、2017年9月に「接続料の算定に関する研究会」の報告書を公表しており、その内容を踏まえて2017年12月5日に接続委員会にて議論いただき、2017年12月22日に電気通信事業部会から答申をいただき、2018年4月1日に施行となっている。第二種指定電気通信設備制度においては、2018年12月より開催している「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」においてまさに検討していたことによるものである（当該検討会の報告書は、2018年4月公表。）。

(相田主査)

9月26日開催予定の電気通信事業部会には、当委員会の検討結果として報

告書（案）のとおり、報告することとしたい。

以上